

令和5、6年度志木地区衛生組合入札参加資格審査申請要領

1 資格審査申請について

令和5、6年度において、志木地区衛生組合が発注する競争入札に参加を希望する者は、以下の対象業務ごとに入札参加資格審査申請書を提出し、入札指名参加人名簿に登載される必要があります。

- (1) 建設工事：建設工事の請負契約
- (2) 設計調査測量：設計、調査、測量に係る委託契約
- (3) 業務委託等：維持管理、建築物管理等に係る委託契約等
- (4) 物品納入買入：物品の納入、買受けの請負契約

2 申請できない者

次の事項のいずれかに該当する者は、申請できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の11第1項の準用規定に該当する者
- (3) 国税及び地方税が未納の者
- (4) 建設工事にあつては、次のいずれかに該当する者

- ① 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- ② 申請する業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（申請時において有効なもの）を受けていない者
- ③ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していない者

ア 社会保険等の加入状況に係る確認方法

社会保険等の加入状況は、「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」の「その他の審査項目（社会性等）」欄で確認します。

(ア) 全ての社会保険等の加入状況が「有」又は「除外」の場合

⇒「社会保険等に加入している」とします。

(イ) いずれかの社会保険等の加入状況が「無」となっている場合

⇒「社会保険等に未加入」とします。

イ 経営事項審査申請後に社会保険等に加入した場合

上記ア（イ）に該当する者であっても、次の（ア）から（ウ）に掲げる資料を提出した場合は、「社会保険等に加入している」とします。

(ア) 健康保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し
健康保険組合	健康保険組合発行の保険料領収書の写し
建設業関係の国民健康保険組合	なし（※ 欄外参照）

※年金事務所健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業関係の国民健康保険組合に加入している場合、健康保険は適用除外となります。この場合は、年金事務所発行の「厚

生年金保険料の領収書」で健康保険料が0円になっていることを確認します。

(イ) 厚生年金保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し

※上記（ア）、（イ）について

健康保険及び厚生年金保険の加入先が両方とも年金事務所の場合、領収書はひとつなので、1部提出してください。加入直後で領収書が未到達の場合は、次のa又はbを提出してください。

a 「被保険者標準報酬決定通知書」の写し（直近のものに限る）

b 「適用通知書」の写し

(ウ) 雇用保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

納付方法	確認資料
ハローワークに直接申告納付	労働（雇用）保険の保険料申告書の写し 又は、領収書の写し
労働保険事務組合に委託している場合	事務組合発行の保険料納入通知書の写し 又は、領収書の写し

※上記の確認資料が用意できない場合は、組合発行の加入証明書等を提出してください。

加入直後で確認資料が未到達等の場合は、次のa から c のいずれかを提出してください。

a 「雇用保険加入済確認願」の原本

b 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し

c 「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し

(5) 測量業務にあつては、測量法第55条第1項による登録を受けていない者

(6) 建築設計業務にあつては、建築士法第23条第1項による登録を受けていない者

(7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、管理者が不適格であると認める者

3 有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

4 申請方法等

「1 資格審査申請」に示す対象業務ごとに「6 申請に必要な書類」をそろえ、以下の点に注意して申請してください。

(1) 受付期間、提出方法等

① 受付期間：令和5年2月1日（水）～令和5年2月15日（水）（受付最終日消印有効）

② 提出方法：郵送のみの受付とします。申請書類は信書に該当します。信書を送ることが可能な方法で郵送してください。※メール便及び宅急便は信書を送付できないため不可とします。
なお、直接持参された場合でも、その場で審査を行いませんのでご了承ください。

③ 郵送先：〒354-0031 埼玉県富士見市大字勝瀬480番地
志木地区衛生組合総務課 総務係

- ④ 申請書類をファイルに留める必要はありませんが、クリップ留めをしてください。
- ⑤ 封筒の表に「入札参加資格審査申請書在中」と明記してください。
- ⑥ 受付票を送付しますので、84円切手を貼った返信用の封筒（宛名を記入したもの）を必ず同封してください。
- ⑦ 申請書類に不備及び不足書類があった場合は、受付をしませんので注意してください。

(2) 提出部数

提出部数は1部です。

- (3) 申請に必要な書類は、令和5年1月1日を基準日として作成してください。

(4) 財務諸表について

法人の場合は、貸借対照表及び損益計算書（直近の決算期のもの）を提出してください。

個人事業者の場合は、収支内訳書又は所得税青色申告決算書の写しを提出してください。

(5) 納税証明書について

未納の税額がないことを証明する書類として、税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書、また、組管管内（志木市・新座市・富士見市）に事業所（本店・支店・営業所等）がある事業者は、市税務担当課が発行する納税証明書の写しで以下のいずれか1部を提出してください。なお、免税事業所であっても必要となります。

- ① 個人事業者…納税証明書「その3の2」

市県民税の納税証明書 ※組管管内に事業所がある場合のみ

- ② 法人 …納税証明書「その3の3」

法人市民税の納税証明書 ※組管管内に事業所がある場合のみ

※ 証明書は、申請日前3か月以内のものであること。

5 受注希望工事に関する申請者の資格（建設工事関係）

次に掲げる4業種の工事の受注希望工事を希望する場合は、「資格情報を証明する書類」欄に記載されている届出や資格等が必要です。申請する場合は、「資格情報を証明する書類」を提出してください。下表以外の業種については、「資格情報を証明する書類」は不要です。

(1) 電気工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
総合電気設備工事 発電変電設備工事 電気設備工事 信号設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等	都道府県知事 各産業保安監督部長 経済産業大臣

(2) 管工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
浄化槽工事	埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出書」（表面と裏面）	埼玉県知事

※浄化槽工事を申請する場合は、申請する事業所で届出をしている必要があります。

(3) 電気通信工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証（アナログ第1種、AI第1種、第一級アナログ通信、アナログ第2種、AI第2種、総合種、又はAI・DD総合種、総合通信）」の資格者証	総務大臣
データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証（デジタル第1種、DD第1種、第一級デジタル通信、デジタル第2種、DD第2種、総合種、又はAI・DD総合種、総合通信）」の資格者証	総務大臣

(4) 消防施設工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状	都道府県知事
泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状	都道府県知事
不燃性ガス消化設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	都道府県知事
粉末消化設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	都道府県知事
火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	都道府県知事
避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状	都道府県知事
排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	都道府県知事

6 中小企業等協同組合の申請方法（建設工事関係）

中小企業等協同組合のうち、官公需適格組合の証明を受けた組合で入札参加を希望する者は、建設工事の申請書類一式のほか、次の書類を提出してください。

- (1) 官公需適格組合証明書の写し
- (2) 役員名簿
- (3) 組合員名簿
- (4) 総合評定値通知書の写し（申請時において有効な審査基準日（複数ある場合は審査基準日が直近）のもの）

7 申請に必要な書類

(1) 建設工事

書類名等	説明欄
入札参加資格審査申請書（建築工事）	・ 組合様式による（建設工事 1/2）
委任状及び工事実績表	・ 組合様式による（建設工事 2/2） ・ 委任状については代理人を置く場合のみ記入
総合評定値通知書の写し	・ 申請時において有効な審査基準日（複数ある場合は審査基準日が直近）のもの
社会保険等の加入確認資料の写し	・ 経営事項審査申請後に社会保険等に加入した場合、領収書の写し等（1～2 ページ参照）
建設業許可通知書 又は許可証明書の写し	—
建設業の許可を受けた営業所一覧表	・ 組合様式による（組合様式に準じていれば独自様式でも可）
商業登記簿謄本の写し	・ 法人のみ（申請日の3か月以内に証明されたもの）
代表者の身元（分）証明書の写し	・ 個人事業者のみ ・ 本籍地の市区町村が発行するもの（申請日の3か月以内に証明されたもの）
工事経歴書	・ 組合様式による（組合様式に準じていれば独自様式でも可）
技術職員名簿（建設工事）	・ 組合様式による（組合様式に準じていれば独自様式でも可）
国税の納税証明書の写し	・ 法人の場合 納税証明書「その3の3」 ・ 個人事業者 納税証明書「その3の2」 （申請日の3か月以内に証明されたもの）
市税の納税証明書の写し	・ 組管管内に事業所がある事業者のみ（3 ページ参照） ・ 法人の場合 法人市民税の納税証明書 ・ 個人事業者 市県民税の納税証明書 （申請日の3か月以内に証明されたもの）
法人番号の確認できる資料	・ 法人のみ ・ 法人番号指定通知書の写し、または「国税庁法人番号公表サイト」の画面（法人名及び所在地等から検索して確認した法人情報の画面）を印刷したものを提出 ・ 国税庁法人番号公表サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
資格情報を証明する書類の写し	・ 電気工事業、管工事業、電気通信工事業、消防施設工事業の一部の受注希望工事を申請する場合
受付証	・ 会社名を記入してください。

(2) 設計調査測量

書類名等	説明欄
入札参加資格審査申請書（設計調査）	・ 組合様式による（設計調査 1/2）
委任状及び業務実績表	・ 組合様式による（設計調査 2/2） ・ 委任状については代理人を置く場合のみ記入
資格又は登録証明書	・ 登録証明書又は登録通知書の写しでも可 ・ 資格、登録等を必要としない業務にあっては不要
商業登記簿謄本の写し	・ 法人のみ（申請日の3か月以内に証明されたもの）
代表者の身元（分）証明書の写し	・ 個人事業者のみ ・ 本籍地の市区町村が発行するもの（申請日の3か月以内に証明されたもの）
業務経歴書	・ 組合様式による（組合様式に準じていれば独自様式でも可）
技術職員名簿（業務委託等）	・ 組合様式による（組合様式に準じていれば独自様式でも可）
財務諸表（直近の決算期のもの）	・ 法人の場合 貸借対照表、損益計算書 ・ 個人事業者 収支内訳書又は所得税青色申告決算書の写し
国税の納税証明書の写し	・ 法人の場合 納税証明書「その3の3」 ・ 個人事業者 納税証明書「その3の2」 （申請日の3か月以内に証明されたもの）
市税の納税証明書の写し	・ 組合管内に事業所がある事業者のみ（3ページ参照） ・ 法人の場合 法人市民税の納税証明書 ・ 個人事業者 市県民税の納税証明書 （申請日の3か月以内に証明されたもの）
法人番号の確認できる資料	・ 法人のみ ・ 法人番号指定通知書の写し、または「国税庁法人番号公表サイト」の画面（法人名及び所在地等から検索して確認した法人情報の画面）を印刷したものを提出 ・ 国税庁法人番号公表サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
その他	・ 営業に関し、法律上必要とする登録証明書等があれば添付してください。 ・ 代理店、特約店等についても証明書を添付してください。 A4版であれば書式は特に指定しません。
受付証	・ 会社名を記入してください。

(3) 業務委託等

書類名等	説明欄
入札参加資格審査申請書（業務委託）	・ 組合様式による（業務委託 1/2）
委任状及び業務実績表	・ 組合様式による（業務委託 2/2） ・ 委任状については代理人を置く場合のみ記入
資格又は登録証明書	・ 登録証明書又は登録通知書の写しでも可 ・ 資格、登録等を必要としない業務にあっては不要
商業登記簿謄本の写し	・ 法人のみ（申請日の3か月以内に証明されたもの）
代表者の身元（分）証明書の写し	・ 個人事業者のみ ・ 本籍地の市区町村が発行するもの（申請日の3か月以内に証明されたもの）
業務経歴書	・ 組合様式による（組合様式に準じていれば独自様式でも可）
技術職員名簿（業務委託等）	・ 組合様式による（組合様式に準じていれば独自様式でも可）
財務諸表（直近の決算期のもの）	・ 法人の場合 貸借対照表、損益計算書 ・ 個人事業者 収支内訳書又は所得税青色申告決算書の写し
国税の納税証明書の写し	・ 法人の場合 納税証明書「その3の3」 ・ 個人事業者 納税証明書「その3の2」 （申請日の3か月以内に証明されたもの）
市税の納税証明書の写し	・ 組合管内に事業所がある事業者のみ（3ページ参照） ・ 法人の場合 法人市民税の納税証明書 ・ 個人事業者 市県民税の納税証明書 （申請日の3か月以内に証明されたもの）
法人番号の確認できる資料	・ 法人のみ ・ 法人番号指定通知書の写し、または「国税庁法人番号公表サイト」の画面（法人名及び所在地等から検索して確認した法人情報の画面）を印刷したものを提出 ・ 国税庁法人番号公表サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
その他	・ 営業に関し、法律上必要とする登録証明書等があれば添付してください。 ・ 代理店、特約店等についても証明書を添付してください。 A4版であれば書式は特に指定しません。
受付証	・ 会社名を記入してください。

(4) 物品納入買入

書類名等	説明欄
入札参加資格審査申請書（物品納入）	・ 組合様式による（物品納入 1/2）
委任状及び業務実績表	・ 組合様式による（物品納入 2/2） ・ 委任状については代理人を置く場合のみ記入
商業登記簿謄本の写し	・ 法人のみ（申請日の 3 か月以内に証明されたもの）
代表者の身元（分）証明書の写し	・ 個人事業者のみ ・ 本籍地の市区町村が発行するもの（申請日の 3 か月以内に証明されたもの）
営業経歴書	・ 組合様式による（組合様式に準じていれば独自様式でも可） ・ 直前 2 年間の官公庁及び民間の主要実績を業種ごとに記入してください。
財務諸表（直近の決算期のもの）	・ 法人の場合 貸借対照表、損益計算書 ・ 個人事業者 収支内訳書又は所得税青色申告決算書の写し
国税の納税証明書の写し	・ 法人の場合 納税証明書「その 3 の 3」 ・ 個人事業者 納税証明書「その 3 の 2」 （申請日の 3 か月以内に証明されたもの）
市税の納税証明書の写し	・ 組合管内に事業所がある事業者のみ（3 ページ参照） ・ 法人の場合 法人市民税の納税証明書 ・ 個人事業者 市県民税の納税証明書 （申請日の 3 か月以内に証明されたもの）
法人番号の確認できる資料	・ 法人のみ ・ 法人番号指定通知書の写し、または「国税庁法人番号公表サイト」の画面（法人名及び所在地等から検索して確認した法人情報の画面）を印刷したものを提出 ・ 国税庁法人番号公表サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
その他	・ 代理店、特約店等についても証明書を添付してください。 A 4 版であれば書式は特に指定しません。
受付証	・ 会社名を記入してください。

8 申請書提出後の変更届（組合様式に準じて作成すること。）

入札指名参加人名簿に登載されたあと、届け出た事項に変更が生じた場合は、以下の変更事項の区分に応じて、速やかに必要な書類を提出してください。

変更事項	提出書類
商号、名称	・変更届（組合様式） ・商業登記簿謄本 （法人のみ、写しでも可）
住所、電話番号、FAX番号	・変更届（組合様式） ・商業登記簿謄本 （法人のみ、写しでも可）
法人の代表者	・変更届（組合様式） ・商業登記簿謄本 （法人のみ、写しでも可）
事業主又は法人の代表者の氏名	・変更届（組合様式） ・商業登記簿謄本 （法人のみ、写しでも可）
事業主又は法人の代表者の役職名	・変更届（組合様式） ・商業登記簿謄本 （法人のみ、写しでも可）
代理人 （ただし、変更前の資格を引き継ぐ場合に限る。）	・変更届（組合様式） ・委任状（組合様式）
代理人を置く営業所の所在地、電話番号、FAX番号	・変更届（組合様式）
許可番号又は許可区分	・変更届（組合様式） ・許可通知書の写し
許可若しくは登録の有無	・変更届（組合様式） ・許可、登録通知書の写し ・許可、登録取消通知書の写し
中小企業等協同組合等にあつては、その組合員	・変更届（組合様式） ・組合員名簿

9 問合せ先

志木地区衛生組合 総務課

埼玉県富士見市大字勝瀬480番地

電話番号 049-254-1125